

議案第 80 号

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例

川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和 37 年川崎市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 2 条中「毎年度予算の範囲内で定め、その額は」を削る。

第 3 条の見出しを「（奨学生の資格）」に改め、同条中「各号に該当する者でなければ」を「要件を備えていなければ」に改める。

第 5 条中「行ない、別に定める川崎市奨学金審査会にはかり、支給の可否」を「行い、毎年度予算の範囲内において奨学生」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（奨学金の額）

第 6 条 奨学生 1 人当たりの奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に在学する者

ア 入学支度金 年額 45,000円

イ 第1学年 年額 36,000円

ウ 第2学年 年額 61,000円

エ 第3学年 年額 46,000円

オ 第4学年以降 年額 36,000円

(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が

設置する高等学校（以下「私立の高等学校」という。）に在学する者

ア 入学支度金 年額 70,000円

イ 第1学年 年額 60,000円

ウ 第2学年 年額 85,000円

エ 第3学年 年額 70,000円

オ 第4学年以降 年額 60,000円

2 前項の規定にかかわらず、専攻科又は別科に在学する者に対する奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 国立又は公立の高等学校に在学する者 年額 36,000円

(2) 私立の高等学校に在学する者 年額 60,000円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

奨学金を奨学生が在学する学年等の区分に応じて支給することとし、及び川崎市奨学金審査会を廃止するため、この条例を制定するものである。